

常滑市立常滑西小学校いじめ防止基本方針

改定日 R5.4.10

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

(2) 常滑西小学校におけるいじめ防止に関する基本理念

人は誰もが常に揺れ動く存在である。それ故に、いじめはどの学級でも起こる可能性があり、どの児童もいじめの問題に全く無関係であると言うことはできない。その一方で、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為であるという認識をもつことが大切である。児童が被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。

学校は児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んで行く。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。そのために、授業や学校生活のさまざまな場面において、「生徒指導の3つの機能」をはたらかせて児童と関わり、教育活動を行っていく。

＜生徒指導の3つの機能とは＞

- ・ 共感的な人間関係を基盤にしていくこと
- ・ 子どもに自己存在感を与えること
- ・ 子どもに自己決定の場を与えること

(3) 常滑西小学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ① 本校の校訓の「力」「夢」「思いやり」の「思いやり」では、低学年において「友達となかよくお話をしたり、遊んだりできる子」、中学年において「互いに助け合い、認め合い、共に活動できる子」、高学年において「いろいろな人の立場を尊重し進んで協力できる子」をめざす児童像としている。それを具現化することが、いじめの未然防止につながる。全教職員の共通理解と協力による教育活動全体でいじめ防止を進める。
- ② 「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、PDCAサイクルで年間を通して実施する。
- ③ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会の設置

- ＜実施回数＞ 年4回程度（学期に1回程度）
- ＜構成員＞ 全教職員、必要に応じてスクールカウンセラー
- ＜役割＞
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価
 - ② 教職員の共通理解と研修
 - ③ いじめアンケートの集約及び対応の検討
 - ④ 児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取

（２）生徒指導部会の設置

- ＜実施回数＞ 月１回を原則に随時
- ＜構成員＞ 生徒指導主任、生徒指導部員、必要に応じて学年主任
- ＜役 割＞ ①いじめ問題に関する情報交換
②いじめ問題に関する学年連携の協議

（３）緊急対策会議の設置

- ＜実施回数＞ いじめ事案発生時
- ＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、校務主任、
生徒指導主任、発生学年担当教諭、養護教諭
事案による関係者（ＳＣ、市教委、警察、児相、子育て支援課、社協等）
- ＜役 割＞ ①事案の指導体制と方針決定
②事実確認と情報の共有
③関係児童への指導・支援と保護者との連携
④関係機関への連絡と連携
⑤事後の指導・支援

３ いじめの防止等に関する具体的な取組

（１）いじめの未然防止の取組

- 子どもが活躍できる学級経営、授業づくり
 - ・児童一人ひとりの特性を把握し、児童が意欲的に活動する場づくりに努め、お互いが認め合える学級経営を目指す。
 - ・公開授業を積極的に実施し、授業規律や教師の適切な言動も含め、互いに授業を見合うことで子どもが活躍できる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。
- 異学年交流活動の充実
 - ・児童の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童会ハッピーモーニングを中心とした異学年交流活動を計画的に実施する。異学年児童との関わり合いを通して、下級生に対する思いやりの心、上級生に対する尊敬の念、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、自己有用感を感じとれる場や機会をつくる。
- 道徳教育・人権教育の充実
 - ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を育てるために学校教育全体で道徳教育や人権教育を進める。
 - ・道徳の授業を計画的に実施し、教員の授業力向上のために少経験者を中心に積極的な授業公開を行う。
 - ・人権週間では全校で人権尊重について考える機会をつくり、人権意識の高揚を図る。
- 保護者や地域への働きかけ
 - ・常西通信、学年合同だより等各種通信の発行、ホームページの更新、ＰＴＡの各種会合、個人懇談会等において、いじめ問題について問題提起し、積極的に広報活動を行う。

（２）いじめの早期発見の取組

- いじめアンケートの実施
 - ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなる状況を意図的・計画的に行うために、いじめアンケートを年３回教育相談の前に実施する。複数の教員で情報を共有し、チェックをする。
(５月・１０月・１月)
- 教育相談の充実・教育相談アンケートの実施
 - ・児童との会話や保健室の様子等、学校生活の中で気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・定期的な教育相談週間を年３回設けて、児童を対象とした教育相談を実施する。複数の教員で情報を共有し、チェックをする。
(５月・１１月・１月)

○カウンセリングマインドの向上

- ・教職員に様々なスキルや指導方法を身に付けさせ、いじめの認知能力を高めるために現職教育やいじめ・不登校対策委員会等で専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を講師とする研修を実施する。

○保護者との連携

- ・保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。

（３）いじめに対する措置（早期対応の取組）

○緊急対策会議の開催

- ・校長のリーダーシップのもと、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。

○市教育委員会との連携

- ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

○関係機関との連携

- ・全教職員の速やかな情報共有、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、市教委、警察署、児童・障害者相談センター、こども課、社会福祉協議会等の関係機関との連携の下で取り組む。

○児童への指導・支援

- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・被害児童が安心して教育を受けられるよう、別室等で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
- ・加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

＜いじめ対応の基本的な流れ＞

いじめ情報のキャッチ

- 緊急対策会議の開催（正しい情報をつかむ）
- いじめられた児童を徹底して守る。
- 見守り体制の整備（登下校、放課、清掃、放課後等）

事実確認と情報の共有

- 複数の教員で当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、記録する。
- 関係教職員と情報を共有し、ひとつの事象にとらわれることなく、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担をする。
- 市教育委員会、関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援

保護者との連携

- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を行う中で「いじめはけっして許されない行為である」という人権意識をもたせる。

- 直接会い、指導の状況や対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

継続支援

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用を含め、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

○保護者への啓発・連携

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、常西通信、学年だより等、各種通信やPTAの各種会合や保護者会等において、積極的に問題提起を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。

○情報モラル教育の実施

- ・ネットモラルにかかわる学級活動や道德の授業、学校保健安全委員会での取り上げ等、児童への情報モラル教育を行う。

○関係諸機関との連携

- ・学校単独で対応することが困難な場合は、市教育委員会と相談しながら警察署等、関係諸機関と連携して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - 等
- いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・年間30日が目安。
 - ・連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N)で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組状況評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施(12月)し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は学校のホームページ等を利用して保護者へ公開する。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。